

敬老お祝品引換事業および高齢者優待制度に協力いただける店舗などを募集します

市内在住の75歳以上の高齢者の方に対する敬老事業「令和8年度敬老お祝品引換事業・高齢者優待制度」に協力いただける市内店舗などを募集します。いずれか一方の事業でも協力いただける場合は、ぜひご応募ください。

敬老お祝品引換事業

各店舗などで決めた商品や食事などのお祝品(700円相当)を、引換券付きパンフレットに掲載し、対象者に配付します。

引換券をお持ちの方が来店(配達可能な店舗などは配達も可)した際に、パンフレット掲載の商品などと交換(提供)してください。代金は市が負担します。

高齢者優待制度

優待内容を各店舗などが自由に設定(例:5%割引、ドリンク1杯無料など)してください。利用者の負担は無料とし、サービス提供に係る費用は店舗などの負担となります。

- ▶対象 市内に住所を有する店舗など
- ▶申し込み 5月29日(金)までに高齢者福祉課で配布している申込書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、持参、郵送、行田市電子申請・届出サービスのいずれかの方法で提出してください。
【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市高齢者福祉課
- ▶問い合わせ 同課高齢福祉担当(内線225・239)



電子申請・届出サービス

都市計画法第16条に基づく説明会を開催します

市では、「行田市忍・行田・埼玉・太田中学校区義務教育学校(仮称)基本構想」に基づく学校再編や、それによるまちづくりを計画的に推進するため、佐間地区内に設置する義務教育学校を行田市都市計画に位置付けることを検討しています。

このたび、都市計画法案に対する市民の皆さんのご意見を聞くための説明会を開催します。

- ▶日時 5月20日(水)午後6時30分～7時30分
- ▶場所 中央公民館第1学習室
- ▶対象 市内在住者(個人、法人)、利害関係者
- ▶定員 100人(先着順)
- ▶その他
 - ・学校再編に関する説明会ではなく、都市計画の内容に関する説明会です。
 - ・申し込みは不要です。直接会場にお越しください。
- ▶問い合わせ 公共施設再編・まちづくり準備室(内線302)

地域の身近な相談相手 民生委員・児童委員～5月12日は民生委員・児童委員の日です～

民生委員・児童委員、主任児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた地域の福祉ボランティアです。自らも地域住民の一員として、担当地域の高齢の方、障がいのある方、子どもたちなどの見守りをを行っています。

また、市民の立場に立ってさまざまな相談に応じ、必要に応じて市や社会福祉協議会などの専門機関につなぎます。なお、民生委員・児童委員、主任児童委員には、法に基づく守秘義務があり、相談の秘密は守られます。

民生委員・児童委員の3つの基本姿勢

- 「社会奉仕の精神」
- 「基本的人権の尊重」
- 「政治的中立」

※市内では現在、139人の民生委員・児童委員と11人の主任児童委員が活動しています。一部の地域では、欠員となっている地区があるため、委員候補者の募集・推薦にご協力をお願いします。

【欠員地区】三桜南部、つるまき、一持田(県道128号から北側)、持田西、清水町(1～3番地)、清水町(4～14番地)、二佐間(一丁目3、5～9、13～15、二丁目1)、旭町(1～8)、旭町(9～16)、東台、二谷郷新田東部、三谷郷(南部、薬師堂北側道路より南側)、小橋団地、須加1区～3区(下中条)、成田(本丸3～7、18～23、16の一部)

※自身の地区の担当民生委員・児童委員や主任児童委員を知りたい方は、地域共生社会推進課に問い合わせください。



市ホームページ

- ▶問い合わせ 同課地域福祉担当(内線285)

充電式電池、スプレー缶などのごみの出し方にご注意ください

充電式電池やスプレー缶などに起因するごみ処理施設や収集車の火災・爆発事故が増加しています。

事故防止のため、充電式電池は製品から取り外し、「有害ごみ」で出してください。取り外せない場合は、製品ごと「有害ごみ」でお出しください。

なお、家電量販店などのリサイクル協力店でも回収を行っていますので、ご利用ください。

スプレー缶やガスボンベ(カートリッジ式)は使い切ってから「有害ごみ」で出してください。中身が残っているスプレー缶やガスボンベ(カートリッジ式)は収集できませんので、専門業者に処分を依頼してください。

- ▶問い合わせ 環境課☎556-9530



クビアカツヤカミキリ防除対策をした方に補助金を交付します

市では、サクラやモモなどのバラ科の樹木に寄生し、樹木を枯死させる危険性のある特定外来生物のクビアカツヤカミキリから樹木を守るため、「行田市クビアカツヤカミキリ対策事業補助金交付事業」を実施しています。

クビアカツヤカミキリによる被害木を所有する方を対象に、被害木の伐採および薬剤防除を業者に請け負わせた場合の費用の一部を補助します。

- ▶補助対象経費 伐採に要した費用、運搬費、焼却処分に要した経費、薬剤費、薬剤の注入に要した経費の合計額(消費税および地方消費税は除く)
※薬剤防除を複数回に分けて実施する場合は同一年度内分を一括申請すること。
- ▶補助金額 補助対象経費の2分の1(100円未満切り捨て。上限5万円)
- ▶申請期間 令和9年3月31日(水)まで(土、日曜日、祝日および年末年始を除く)
- ▶その他 申請方法など詳しくは、市ホームページを ご確認ください。
- ▶問い合わせ 環境課☎556-9530



市ホームページ

行田市シティプロモーション特設サイトの名称が『たびマチGYODA』に決定しました

市では、株式会社サイネックスとの協働により、市民・団体・事業者の皆さんがイベント情報やおすすめ情報、求人情報などを自由に投稿できるシティプロモーションサイトの開設に向けて取り組んでいます。

このシティプロモーションサイトが、より皆さんに親しんでいただけるよう、1月から2月にかけてサイト名の募集を行ったところ、多くの方からご応募いただきました。

その結果、サイト名が次のとおり決定しましたので、お知らせします。

- ▶サイト名 「たびマチGYODA」
- ▶投票総数 251票
- ▶獲得票数 75票
- ▶サイト名の由来

「たび」には、行田が誇る足袋のまちである歴史と、行田を訪れ“旅”するという二つの意味を込めています。「マチ」には、人が賑わう場所としての「街」に加え、衣服にゆとりや奥行きを持たせる「襠(マチ)」の意味を重ね、行田の奥深い魅力を広く発信していくサイトの役割を表現しました。

「GYODA」は、市外の方にも正しい読み方を伝えるとともに、インバウンドを意識したローマ字表記によるシティプロモーションの要素を持たせています。

- ▶問い合わせ 企画政策課(内線308)

電気式生ごみ処理機の購入費を補助します

市では、家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化と資源化を図るため、家庭用の電気式生ごみ処理機(破碎処理後、処理水を下水道管などに排出するものを除く)の購入費を補助します。

- ▶対象 次の全ての要件を満たす方
 - ・市内に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている方(世帯主)
 - ・市税を滞納していない方
 - ・電気式生ごみ処理機を常に良好な状態で維持管理できる方
 - ・減量化または堆肥化されたものを適切に処理できる方
 - ・令和3年4月1日以降に購入した方
 ※転売または事業の用に供する目的で購入したものは対象外
- ▶補助金額 購入金額(税抜額・100円未満切り捨て)※上限1万5千円
- ▶対象外となる経費
 - ・搬送または設置に要する費用
 - ・保証に要する費用
 - ・促進剤や菌床剤の購入に要する費用
- ▶補助基数 1世帯につき1基
- ▶申請方法 環境課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、下記添付書類および申請に来られる方(世帯主または同居の親族に限る)の本人確認書類(運転免許証など)を持参の上、直接同課へお越しください。
※本庁舎や南河原支所などへの提出、郵送や上記以外の方による提出は受付不可
- 【添付書類】
 - ①商品名が記入されている領収書の写し(購入品の内訳が記載されたもの)
 - ②保証書の写し
 - ③補助金の振り込みを希望する金融機関の口座名義および口座番号が分かるものの写し
- ▶申請期間 令和9年3月10日(水)まで(土・日曜日、祝日および年末年始を除く)
- ▶問い合わせ 同課☎556-9530



市ホームページ

